

令和9年度及び令和10年度 米子市及び米子市上下水道局建設工事入札参加資格審査申請書提出要領 (市内及び給水区域内業者用)

米子市及び米子市上下水道局の建設工事の指名競争入札に参加を希望する者で市の区域（上下水道局に係る建設工事にあつては、境港市及び西伯郡日吉津村の区域を含む。）内に本店を有するものは、次の事項に注意して提出書類を作成し、提出すること。

なお、申請を行う者は、次に掲げる要件を満たしている必要がある。（その他の要件については、告示を参照のこと。）

- ・ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ・ 希望する工種に応じた建設業許可を受けていること。
- ・ 希望する工種に応じた経営事項審査（直前審査）を受けていること。
- ・ 直前決算期又はそれ以降から申請日までの間に希望工種に応じた工事実績があること。
（工種により基準が異なるので告示を参照のこと。）
- ・ 米子市の市税等（市税、保険料、水道料金、下水道使用料等）に滞納がないこと。
- ・ 社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の届出義務を履行していること。
- ・ 暴力団排除条項（暴力団員又は暴力団員が経営に事実上参加している者）に抵触しないこと。

1 受付期間等（※鳥取県の有効期間とは異なるので注意すること。）

受付期間			有効期間
第1期	第1回	令和8年10月1日～令和9年1月31日	令和9年6月1日～令和11年5月31日
	第2回	令和9年4月1日～同月30日	令和9年7月1日～令和11年5月31日
	第3回	令和9年7月1日～同月31日	令和9年10月1日～令和11年5月31日
第2期	第4回	令和9年10月1日～令和10年1月31日	令和10年6月1日～令和11年5月31日
	第5回	令和10年4月1日～同月30日	令和10年7月1日～令和11年5月31日
	第6回	令和10年7月1日～同月31日	令和10年10月1日～令和11年5月31日

※ TCASを利用する方法以外の方法による提出にあつては、米子市の休日定める条例第2条第1項に規定する市の休日を除く。

※ 持参による提出の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

※ 郵便又は信書便による提出の場合は、各提出期間の末日の午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

※ 申請書類の訂正、修正、不備等による追加・再提出は、受付期間最終日の翌月末までとし、それまでに申請書類が整わない場合は、受付を取り消す場合があるので注意すること。

2 提出方法及び提出先

【TCAS】 TCASに必要事項を入力し、及び必要書類を添付して申請するものとする。

【紙】 提出方法：持参又は郵便若しくは信書便とする。郵便等の場合は、書留郵便又は受領記録が残る信書便（レターパック等）を用いること。

提出先：〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課

TEL:0859-23-5365 FAX:0859-23-5367

3 提出書類

提出書類	TCAS	紙申請
入札参加資格審査申請書類チェックシート（建設工事）	不要	○
建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）	システムへ入力	○
入札参加資格希望表（様式第2号） 【必須書類】	システムへ入力し、書類も添付	○
工事経歴書（様式第3号）	システムへ添付	△

職員調書（技術職員）（様式第4号）	システムへ添付	○
職員調書（その他の職員）（様式第5号）	システムへ添付	○
印鑑証明書又は使用印鑑届（様式第7号）	システムへ添付	○
市税等同意書兼誓約書（様式第8号）	システムへ入力	○
資本関係等調書（様式第9号）	システムへ添付	○
労働保険料納付証明書	システムへ添付	○
ISO9001 又は ISO14001 の認証書（写し）	システムへ添付	△
建設業許可通知書（写し）又は建設業許可証明書若しくはその写し	システムへ添付	○
経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書（写し）	システムへ添付	○
商業登記簿の謄本（個人事業主の場合は、代表者の住民票の写し）	システムへ添付	○
消費税及び地方消費税の納税証明書	システムへ添付	○
特殊工事入札参加資格審査附属書類	システムへ添付	○

○：必要な書類、△：該当者のみ必要な書類

4 記入方法

各様式への記入に当たっては、次により明瞭に記載すること。

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）※TCASで申請の場合はシステムへ入力

ア「年月日」は申請書提出の日付を記入すること。

イ「生産指標」欄は、「直前」「直前の前年」「直前の前々年」の営業年度における財務諸表の「売上高（「完成工事高」「兼業事業売上高）」、「販売費及び一般管理費」及び「売上原価（「完成工事原価」「兼業事業売上原価）」を転記すること。営業年度を経過していない場合は、「－」とすること。

ウ「特殊工事の申請の有無」欄について、「有・無」のいずれかを選択し、又は記入すること。「有」を選択し、又は記入した場合は、特殊工事入札参加資格審査用附属書類（様式特－1）、希望工種ごとの要件に該当する様式及び添付書類を提出すること。

(2) 入札参加資格希望表（様式第2号）※TCASで申請の場合はシステムへ入力し、書類も添付

ア 希望工種は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種類に対応）－中区分－小区分から構成されている。

イ 入札参加資格の認定は、希望工種（各大区分中の最小区分（網掛け部分））ごとに行う。

（例 土木一式工事－舗装工事・コンクリート、とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アンカー工、塗装工事－区画線工、水道施設工事 等）

ウ 「希望欄」には、「経審申請」、「工事施工実績」及び「特殊工事申請書類」（該当工種に限る。）の全てに○印があり、当該工種の資格を希望する場合に○印を記載すること。なお、○印の記載がない場合は、入札参加資格を認めることができないため、記載漏れのしないよう十分注意すること。

エ 「経審申請」欄には、希望工種ごとの大区分に係る建設業許可を受け、かつ、経営事項審査を受審している場合に○印を記載すること。

オ 「工事施工実績」欄には、直前審査基準日から各工種の工事実績対象年数の期間内又は審査基準日から申請日までの間に工事施工実績がある場合に○印を記載すること。

カ 「特殊工事申請書類」欄には、様式特－1 及び各添付書類を作成し、提出する場合に○印を記載すること。

キ 「完成工事高」欄には、審査基準日前1年間の完成工事高又は直前の経営事項審査における完成工事高を、希望工種ごとに記載すること。

(3) 工事経歴書（様式第3号）※TCASで申請の場合はシステムへ添付

次に掲げる場合に提出すること。

- ① 完成工事高に2年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合
- ② 完成工事高に3年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合

- ③ 土木一式工事（港湾）、建築一式工事（解体）、とび・土工・コンクリート工事（交通安全施設）、電気工事（下水道施設）、塗装工事（区画線工）、内装仕上工事（畳工）又は機械器具設置工事（下水道施設）に該当する場合

・電気工事（下水道施設）及び機械器具設置工事（下水道施設）については、審査基準日前10年間（それぞれ大区分の欄に掲げる工事について、審査基準日前2年間の実績を有することを要する。）又は審査基準日から申請日までの間の工事実績を記載すること。

- ④ 土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）又は鋼構造物工事（鋼橋）に該当する場合（完成工事高に2年平均又は3年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に工事実績がなく、当該審査基準日前5年間又は当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合に限る。）

・土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）及び鋼構造物工事（鋼橋）については、審査基準日前5年間又は審査基準日から申請日までの間の工事実績を記載すること。

※特殊工事の工事経歴については、特殊工事入札参加資格審査附属書類提出要領によること。

- (4) 職員調書（技術職員）（様式第4号）※TCASで申請の場合はシステムへ添付

ア 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術職員のうち直前審査の審査基準日に在籍する者を記載すること。

イ 常勤役員又は代表者が技術者を兼務している場合には、備考欄に「役員」又は「代表者」と記載すること。

ウ 「専任技術者・経営管理者」の欄には、営業所の専任技術者の場合は「専技」、経営業務の管理責任者の場合は「経管」と記載すること。

エ 「月給・日給の別」の欄の括弧内には、日給者について年間実労働日数を記載すること。

オ 「法令による免許等」の欄には、直前審査の審査基準日における経営事項審査に申請した有資格区分コードを記載すること。この場合、等級の区分（1級・2級、1種・2種等）については、関係工種において同じ資格を有する場合は上位のものを記載し、下位となる資格は記載しないこと。

- (5) 職員調書（その他の職員）（様式第5号）※TCASで申請の場合はシステムへ添付

ア 様式第4号に記載した技術職員以外の職員のうち、希望工種の審査基準日に在籍する全ての常勤の者を記載すること。

イ 役員については、備考欄に「役員」又は「代表者」と記載すること。

ウ 「月給・日給の別」の欄の括弧内には、日給者について年間実労働日数を記載すること。

- (6) 印鑑証明書又は使用印鑑届（様式第7号）※TCASで申請の場合はシステムへ添付

ア 見積り、入札、契約等の手続に使用する印鑑の印鑑証明書を提出すること（申請日前3か月以内に発行されたもの）。

イ 実印以外の印を見積み、入札、契約等の手続に使用する場合は、使用印鑑届（様式第7号）を提出すること。

- (7) 市税等同意書兼誓約書（様式第8号）※TCASで申請の場合はシステムへ入力

ア TCASの場合は、地方税等照会欄の「※1 自治体が納税状況を確認」を選択すること。

イ 紙申請の場合は、上段の「米子市の市税等の納付義務がある者」にチェックをすること。

- (8) 資本関係等調書（様式第9号）※TCASで申請の場合はシステムへ添付

次に掲げる場合は必要事項を記載して、該当事項がない場合は「該当なし」と記載して、提出すること。ただし、米子市及び米子市上下水道局の建設工事入札参加資格者との関係についてのみ記載すること（入札参加資格者については、米子市ホームページに掲載の資格者名簿を参照すること。）。

① 申請者が他者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係

② 申請者と他者が、同一の会社の議決権保有者である関係

- ③ 申請者の取締役（会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を含む。）が他者の取締役を兼ねている関係
- ④ 申請者の取締役と他者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係
- ⑤ ①から④までの関係に準ずる関係

(9) 労働保険料納付証明書（コピー可）※TCASで申請の場合はシステムへ添付

ア 労働保険料納付証明書を鳥取労働局（鳥取市富安二丁目89番地9）に持参し、又は郵送して、証明を受けたものを提出すること（証明手数料は、無料）。なお、様式は、鳥取労働局のホームページ（「各種法令・制度・手続き」→「労働保険関係」→「労働保険料納付証明書について」→「労働保険料の納付証明書はこちらから」）においても入手することができる。

イ 入札参加資格申請を行う月又はその前月に交付されたものに限る。

(10) 建設業許可通知書（写し）又は建設業許可証明書若しくはその写し※TCASで申請の場合はシステムへ添付

証明書については、申請日前3か月以内に発行されたものに限る。

(11) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）※TCASで申請の場合はシステムへ添付
対象審査基準日は、次のとおり。

第1期受付：令和7年10月1日から令和8年9月30日（合併等の場合は、令和8年12月31日）まで

第2期受付：令和8年10月1日から令和9年9月30日（合併等の場合は、令和9年12月31日）まで

(12) 商業登記簿の謄本（コピー可）※TCASで申請の場合はシステムへ添付

ア 登記事項証明書は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を提出すること。

イ 個人事業主の場合は、代表者の住民票の写しを提出すること。

ウ 申請日前3か月以内に発行されたものに限る。

(13) 消費税及び地方消費税の納税証明書（コピー可）※TCASで申請の場合はシステムへ添付

ア 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2又はその3の3を提出すること。

イ 申請日前3か月以内に発行されたものに限る。

(14) 特殊工事入札参加資格審査附属書類※TCASで申請の場合はシステムへ添付

特殊工事の入札参加資格を希望する場合に、特殊工事入札参加資格審査附属書類提出要領により必要書類を提出すること。

5 資格の有効期限

令和11年5月31日（令和11年度の入札参加資格が決定されるまでの間は、当該決定の日の前日）までとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれに定める日までとする。

- (1) 入札参加資格を付与された者が資格要件のいずれかに該当しなくなったとき。市長又は上下水道事業管理者が当該事実を確認した日の前日
- (2) 入札参加資格に係る事業を継続していないとき。市長又は上下水道事業管理者が当該事実を確認した日の前日
- (3) 審査基準日が令和8年10月1日から令和9年9月30日までの経営事項審査結果通知書等の写しを令和10年2月末日までに提出しないとき。令和10年度の入札参加資格が決定する日の前日

6 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和8年10月1日以後に会社更生法による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再審査を申し出なければならない。

7 注意事項

- (1) 特殊工事の入札参加資格を希望する者は、通常の申請書類のほかに、別途定めた特殊工事関係書類を提出すること。
- (2) 中央公共工事契約制度運用連絡協議会の統一様式による申請は、受け付けない。
- (3) 紙で提出する場合、建設工事入札参加資格審査申請書及び特殊工事入札参加資格審査附属書類は、別々にとじること。なお、フラットファイルにとじて提出する場合は、金属製金具を使用しないこと。クリップ、ホチキス又はひもでとじてよい。
- (4) 各様式の押印（使用印鑑届（様式第7号）の使用印欄への押印を除く。）については、申請者等が個人事業主であって、当該申請者等が氏名を自署する場合は、その押印を省略することができる。

◎ 除草業務等の委託業務については、物品・役務での申請手続を行うこと。